

片桐敏榮 坂西哲昌 弁護士 の
法律事務所



生産者通信

NPO法人
米ニケーションセンター
定価 100円(送料込)

農家の法律相談

第9回

【質問】

私は稲作農家です。私は毎年、農協にお米を卸して仮払金を受け取っていますが、最終的な米代金の清算が何年もかかってしまっています。何故、農協は米代金の生産に何年もかかるのですか。民間の米集荷業者にお米を卸す場合との違いはありますか。

【回答】

1 農協は農家からお米を買い取り、業者に販売しているではありません。農家から集荷したお米は、販売委託されているだけです。

農協は、販売先との単価が確定したら、販売手数料などを差し引いて、清算して清算金を農家に支払っています。このよ

上掛かることもあり、清算金の支払いが遅くなるのです。

2 これに対して、民間の米集荷業者にお米を卸す場合には、民間の米集荷業者間との間で販売委託をするという形が取られる場合もありますが、通常は売買契約の形をとることが多いです。

民間の米集荷業者との間で売買契約を結んでお米を卸した場合には、その売買契約書に記載された内容のとおり、売買代金が支払われることとなります。

近年のお米の需要は、以前にも増して、酒米、加工米、飼料用米等の用途のお米が様々なルート流通することになっていきます。これに対応するために、民間の米集荷業者も円滑な流通ルートを開拓し、生産者の方々に少しでも利益が得るような工夫をしています。

3 以上のように、清算システムだけではなく、流通ルートの面でも、農協と民間の米集荷業者には違いがあります。

今後、お米の需要にあわせて、農協だけでなく、民間の米集荷業者にもお米を卸してみることが検討してみたいかがでしょうか。

「坂西哲昌弁護士の農家の法律相談！」

農業に関する疑問点や相談事など、どんな些細なことでもお答えします！
秘密厳守、実名は伏せて掲載いたします。

ご相談受付中!

お問い合わせ 0258-66-0070 まで

プロフィール

弁護士 坂西 哲昌
(片桐敏榮法律事務所
(三条市)所属)



新潟県燕市出身
平成19 日本大学大学院法務研究科卒業
平成21 弁護士登録
有限会社エコ・ライス新潟取締役

米どころ新潟で日本一の農業派弁護士を目指す、悩める農家の味方。剣道三段。竹刀の代わりにペンと鋏で問題を解決。農家の皆さま、法律相談などお気軽にお越しください。

詳細はホームページで。
<http://nttbj.itp.ne.jp/0256347731/index.html>

中越大震災から10年

米の集荷、検査も終わりのんびりと2階の子供部屋で子供たちと過ごしていた土曜の夕方。突然のゆれに二段ベッドから次男が背中に落ちてきた。同時に1階から食器の割れる音と共に娘の悲鳴…。慌てて1階に降りると割れたガラスの破片で足の裏を切って血まみれに。そして、割れたものの中にバニラエッセンスの瓶がありキツイにおいが部屋に充満。暗闇の中、信号機がとまらない道を会社へ。案の定、米を積んでいるパレットが何カ所も倒れている。機械には大きな被害はないように見えた。翌日、再度会社へ行こうとしたら道路のあちこちが陥没して通れない。昨夜はどうやって会社にいけたのかが不思議なくらい。幸い会社に大きな被害はなく、生産者や取引先の支援をすることに。

忘れられないのは、銀行に頼みこみ米代金を振り込みから現金にして、被災地の生産者に配って回ったこと。やはり、どんな時でもお金は有難いし必要。印鑑・通帳をなくして現金が手元にない被災者は大変厳しい避難生活を強いられる。

中越大震災の経験から誰でも食べられる災害食「はんぶん米」を開発し、販売をしている。被災を「原状復帰」するだけでなく、進化しなければまた同じことを繰り返す。「米」を進化させて「災害時の食べ物」にすれば、まだまだ米の需要は開拓できると確信をした災害の経験だった。(豊永)

